

府中市立小柳小学校：防災マニュアル概要版

令和4年10月

地震や風水害等、大規模な災害が発生した場合、以下の方針に沿って次のような対応をします。

地震			風水害
※府中市で震度5弱以上の地震発生			
在校中	登下校中	夜間・休日	
①教職員の指示で避難する。 ※原則として校庭 ※状況により校舎内 ※学校が危険な場合は地域避難場所へ避難（市立小柳公園） ②保護者引き渡し ※府中市で震度5弱以上の地震が発生した時は、<u>学校からの連絡の有無に関わらず児童は引き渡しとする。</u> 【通信可の場合】 携帯メール・学校ホームページで引き渡し下校の実施を連絡する。 【通信不可の場合】 保護者の判断で引き取りに来る。 ※固定電話「災害用伝言ダイヤル」（171）も活用する。	①自宅に帰るか、学校に行く。 ※児童自らの判断で行動することになるので、各家庭でどうすべきか相談しておく。 ②登校した児童、下校中に戻った児童の安全を確保し保護者に引渡し。 ※「在校中」に同じ	①保護者の責任において児童の安全確保を図る。 ②状況に応じて一時避難場所（学校の校庭）に避難する。 ③初動要員（市）・緊急対応要員（教職員）等の指示に従う。	1翌日、荒天（「暴風警報」など）が予想される場合 ○メールにて学校の対応をお知らせします。「計画運休」によって、登校時刻が変わることもあります。 2府中市に「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が発令された場合 ① 午前7時の時点で発令中→ 全市一斉に臨時休校 ② 午前7時の時点で解除 → 平常授業 前日に登校時刻の連絡が入っているときはその時刻に登校 ③ 午前7時以降に発令 ・登校前…自宅待機 ・登校中…そのまま登校 ・在校中…校内待機とし、警報が解除され安全確認後下校（状況により一斉集団下校） ※気象・通学路・家庭等の状況により、在校中の個々の児童への対応を決める。 ※下校する場合は、状況に応じて集団または引き渡し下校とする。 ※在校中の対応はメール・学校ホームページで各家庭に連絡する。 3府中市に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」等が発令された場合 ○学校や地域の状況に応じて校長が適切な措置を講ずる。夜間・休日の時は、保護者の責任において児童の安全確保を図る。 ○午前7時の時点で多摩川に「氾濫警戒情報」が発令された場合は休校とする。※午前7時メールで伝達。 ※「大雨警報」や「洪水警報」のみで休校はない。 ○開校中に氾濫警戒情報が出た場合は引き渡し下校とする。ただし「高齢者等避難」の発令があった場合は府中第四小学校に避難する。 ※引き渡しは原則として本校で、避難開始後は四小で行う。 ※平常授業以外の対応をする場合、メールで各家庭に連絡する。
◆災害用伝言ダイヤル（171） ①固定電話または携帯電話から「171」にダイヤルする。 ②案内音声聞いて2をプッシュする。 ③案内音声聞いて、学校の電話番号を市外局番からダイヤルする。（042-365-5371）			
○警戒宣言（大規模地震対策措置法の判定会議） ①午前6時現在発令の場合は休校。（その後解除されても） ②登校前に発令された場合も休校 ③在校中に発令された場合は引き渡しとする。 ※市役所、消防車、パトカーのサイレン、テレビ等で確認を。 学校から発令に関する連絡は行わない。			
			4強い勢力を伴った台風が接近した場合 ○府中市が1日前までに避難所開設を決定→休校とする。 ○再開については学校ごとに判断しメールで各家庭に連絡する。

※想定されていない状況が起こるのが災害です。上記マニュアルを基本に対応しますが、その時の状況で児童の安全を最優先に判断します。

※保護者への引き渡しについては年度当初に「緊急連絡カード」に記入いただいた「引き取り予定者」の方に限ります。

変更・追加がある場合は速やかに担任までお知らせください。「引き取り予定者」が来校できない場合は、学校で児童の保護を続けます。